

戦争・死刑と国家。そして国家と人民（56）

（Eメールニュース「みやぎの九条」2016年9月15日号収載）

小田中 聡樹

（東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

（この号では2015年12月に起きた事象の2回目、沖縄問題などを取り上げます。次回10月1日号に2015年12月の動き（3）を終わり、その後は2016年に入ります。）

Ⅲ 沖縄問題

一 沖縄問題の核心

（1） 沖縄問題は、翁長知事による「代執行訴訟」の法廷闘争と、これを支持する県民や市民の闘いとは、一体不可分である。そこで叙述も、この両者の交錯を書くことになる。

① 11月30日「普天間基地廃止・辺野古新基地反対・命を守る医師連絡会」と「翁長雄志さんを支援する『医師の会』」は、翁長知事の辺野古埋立承認取り消しを支持し、知事とともにたたかい抜くことを誓う声明文を町田知事公室長に提出した。

② 12月2日翁長知事は、辺野古新基地建設をめぐる代執行訴訟の第一回口頭弁論に向けて陳述書及び追加の第一～第六準備書面を福岡高裁那覇支部に提出した（12月2日赤旗）。

同日、福岡高裁那覇支部前には、県内外から集まった2000人の人々が翁長知事を支持し安倍政府に抗議する集会を開いた。

翁長知事は、“みなさんの思い、県民の思いを背に受け、しっかり沖縄の主張をして頑張ってきます”と述べた（前出赤旗）。

③ここで辺野古代執行訴訟が政府により提起されるに至った経過を年表的に整理しよう（12月3日赤旗）。

2013年12月27日、仲井真前知事が辺野古埋立を承認。

2014年7月1日、政府は辺野古臨時制限区域を閣議決定。

2014年11月16日、翁長知事当選。

2015年7月16日、県の第三者委員会が埋め立て承認の「法的瑕疵」を認定。

2015年10月13日、翁長知事が埋め立て承認を取り消す。

2015年10月14日、沖縄防衛局が承認取消しの審査請求・執行停止を申し立て。

2015年10月27日、石井国交相が承認取消しの執行停止・代執行手続きに着手を決定。

2015年10月29日、沖縄防衛局は辺野古本体工事に着手。

2015年11月2日、翁長知事が国・地方係争処理委員会に審査申立。

2015年11月17日、政府は辺野古埋め立ての代執行を求めて県を提訴。

2015年12月2日、福岡地裁那覇支部で第一回口頭弁論始まる。

(2) ① この経過の中で、法的に重要なのは、翁長知事の公有水面埋立法による埋め立て承認取消しが合法か違法かが第一点。第二点は、政府に埋め立て承認取り消しを行政不服審査法で争う権限があるか、である。

この二点について、沖縄の主張と国側の主張とをまとめておく(12月3日赤旗)。

(国の主張)

- ① 埋め立て承認の取消処分は行政機関の取消し権行使を制限した判例に反すること。
- ② 承認取消し処分により、普天間飛行場の危険性除去ができなくなるほか、日米信頼関係に亀裂を生じさせること。
- ③ 米軍の配置場所について知事には審査権限はないこと。埋立対象区域の騒音被害や環境保全には十分配慮されており、承認に瑕疵はないこと(12月3日赤旗)。

二 辺野古代執行訴訟

(1) 翁長知事の陳述書の項目

① 辺野古代執行訴訟の審理が12月2日開始された。その冒頭陳述で、翁長知事は、まず第一に、県民が望まない米軍基地を強制的に押し付けられた歴史を告発した。第二に、戦後ほとんどの県民が米軍収容所に収容され、その間に土地を接収され、ふるさとが普天間基地に変わっていたこと。第三に、その後も「銃剣とブルトーザー」で

(沖縄県の主張)

- ① 承認取消処分は執行停止決定されており、代執行の要件を満たしていないこと。
- ② 埋め立てが辺野古でなければならない合理的理由がなく、埋め立てには環境保全上重大な問題があり、承認には瑕疵があること。
- ③ 公有水面法律埋立法は国防に関する事項について除外規定を設けておらず、知事に埋立地選定の裁量があること。沖縄県の民意に反して新基地建設を強行することは自治権を侵害し、憲法に違反すること。
- ④ 以上のような異なった主張の対立の核心は、翁長知事により公有水面埋立承認を取り消された沖縄防衛局が、行政不服審査法に基づき国交相に審査請求をした違法性にある。なぜなら、第一に、行政不服審査法は、国家権力から違法な権利侵害がなされた場合、国民の権利・利益を救済するためにあること、第二に、以上のことから導き出されるのは、国は私人とは違い、訴権(訴える権利)がないことである(世界2016年1月号94P頁以下参照)。

土地を奪われ続けてきたこと。そしてこれが沖縄の原点だ、ということを陳述した(12月3日赤旗)。

② 代執行訴訟で翁長知事が提出した陳述書(証拠として提出されたもの)の項目を記すこととする。

- ① 知事に立候補した経緯と公約、② 沖縄について(歴史、将来像)、③ 米軍

基地について①基地の成り立ちと基地問題の原点、②普天間飛行場返還問題の原点、
㊦ ①「沖縄は基地で食べている」という基地経済についての誤解、②「沖縄は莫大な予算をもらっている」という沖縄振興予算についての誤解、㊧ 基地問題に対する政府の対応、㊨ 県民世論、㊩ 日米安全保

障条約、㊪ ①前知事の突然の埋立承認、②前知事の埋立承認への疑問一取消の経緯、㊫ 第三者委員会設置と国との集中協議、㊬ 承認取消へ、㊭ 政府の対応、㊮ 主張①政府に対して、②国民、県民、世界の人々に対して、③アメリカに対して。
以上が陳述の項目である。

(2) 陳述書の冒頭部分

①右の陳述書の冒頭部分は、翁長知事、否
沖縄県民の総意と基本的立場を表明してい

ると思われるので、その部分を転記することにする（12月4日赤旗）。

②陳述書の冒頭部分

1 知事に立候補した経緯と公約

今年、日本は戦後70年の節目を迎えました。我が沖縄県も27年間の米軍統治時代を経て本土復帰を果たし、先人のたゆまぬ努力により、飛躍的な発展を遂げてまいりました。

しかしながら沖縄県には、県民自らが持ってきたわけでもない米軍基地を挟んで「経済か」、「平和か」と常に厳しい二者択一を迫られ、苦渋の選択を強いられてきた悲しい歴史があります。

保守の方々は、「生活が大切だ。今は経済だ。」と主張したのに対し、革新の方々は「命を金で売るのは、ウチナーンチュの誇りはどうするのか」と批判し、県民同士がいがみあっていたのです。政治家の一家に生まれ育った私は、小さい頃からそのような状況を肌で感じており、将来は県民の心をひとつにして、この沖縄の政治状況というものを打破できないだろうかと考えるようになりました。ですから私の持論は、沖縄では保守が革新の敵ではなく、革新が保守の敵でもない。敵は別のところにいるのではないかということです。

平成24年、日米両政府から、普天間基地へのオスプレイ配備が発表されました。配備と強行しようとする政府に対し、平成25年1月、オスプレイの配備撤回と普天間飛行場の閉鎖・撤去、県内移設断念を求め、県内41市町村長と市町村議会議長、県民大会実行委員会代表者が上京し、政府に建白書を突きつけました。政治的な主義・主張の違いを乗り越え、オール沖縄で行った東京行動のような取り組み、活動こそが、今、強く求められていると思っています。

建白書を携えた東京行動から私は県知事へ立候補するまでの約2年の間に、普天間基地の県外移設を訴えて当選した県選出の与党国会議員が中央からの圧力により次々に翻意し、普天間移設容認に転じました。さらに平成25年の年末には、安倍総理大臣との会談後、仲井真知事が辺野古埋立申請を承認するに至るなど、県内移設の反対する足並みは大

大きく乱れました。しかしながら世論調査の結果を見ますと、普天間飛行場の辺野古移設に対する県民の反対意見は、約8割と大変高い水準にあり、オール沖縄という機運、勢いは衰えるどころか、さらに高まっていました。

これは、県民が沖縄の自己決定権や歴史を踏まえながら、県民のあるべき姿に少しずつ気づいてきたということだと思います。

そのような中、海底ボーリング調査など移設作業を強行する政府の手法は、これまで安倍総理大臣や菅官房長官が繰り返し述べてきた「誠心誠意、県民の理解を得る」「沖縄の負担軽減」といった言葉が、空虚なものであることを自ら証明したようなものでした。

日本の安全保障は日本全体で負担すべきであり、これ以上の押しつけは沖縄にとって既に限界であることを政府に強く認識してもらいたいと考えています。

私たちは、今一度心を一つにして、「オール沖縄」あるいは「イデオロギーよりはアイデンティティ」で結集して頑張っていかなければならない。

沖縄が重大な岐路に立つ今、私の力が必要という声があるならば、その声に応じていくことこそ政治家の集大成であるとの結論を出し、那覇市長から沖縄県知事に立候補したものであります。

沖縄県知事選挙にあたり、公約について以下を基本的な認識として訴えました。

- 建白書で大同団結し、普天間基地の閉鎖・撤去、県内移設断念、オスプレイ配備撤回を強く求める。そして、あらゆる手法を駆使して、辺野古に新基地は造らせない。
- 日本の安全保障は日本国民全体で考えるべきものである。
- 米軍基地は、今や沖縄経済発展の最大の阻害要因である。基地建設とリンクしたかのような経済振興策は、将来に大きな禍根を残す。
- 沖縄 21 世紀ビジョンの平和で自然豊かな美（ちゅ）ら島などの真の理念を実行する。
- アジアのダイナミズムに乗って動き出した沖縄の経済をさらに発展させる。
- 大いなる可能性を秘めた沖縄の「ソフトパワー」こそ、成長のエンジンである。
- 新しい沖縄を拓（ひら）き、沖縄らしい優しい社会を構築する。
- 平和的な自治体外交で、アジアや世界の人々との交流を深める。

(3) この転記部分を読んで痛感するのは、第一に、普天間基地の閉鎖・撤去が沖縄県民の総意であること、第二に、沖縄は軍事大国に突き進もうとしている日本の縮図であること、換言すれば日本は沖縄の縮図であること、第三に、沖縄は勿論のこと、日本全土からアメリカの基地を撤去す

ることによってこそ真の安全保障が現実化すること、第四に、以上の脈絡で捉えると沖縄問題とは即ち日本全体の問題であることである。

(4) 翁長知事の陳述書には先に記した冒頭部分の外にも特に重要と思われる部分

があるので、それを要約的に摘記すれば次の点である。

① 沖縄の歴史は、500年前は独立した琉球王国であったが、1879年日本に併合された（琉球処分）。その後、1945年沖縄戦があり、「鉄の暴風」と呼ばれる地上戦で20万人の命が奪われた。

② 沖縄の米軍基地は、戦中・戦後に、住民が収容所に入れられているときに米軍が強制接收を行い、形成された。

③ 1956年6月プライス調査団がプライス勧告を発表し、沖縄県民の土地について実質的な強制買い上げを勧告した。それにも拘わらず、県民は心を一つにしてそれをはねつけ、撤回させた。このことが沖縄の基地問題の「原点」であり、「沖縄県の自己決定権」（主張権）の素地が作られた。

④その後、サンフランシスコ講和条約（1951年）で米軍の施政権下に置かれ、日本国憲法の適用外に置かれ、血のにじむような自治権獲得闘争が始まった。

ベトナム戦争ではベトナム爆撃の基地となった。

⑤サンフランシスコ講和条約発効当時は、本土と沖縄との米軍基地の割合はおおむね9対1であったが、本土で米軍基地反対運動が激しくなると、米軍を沖縄に移し基地が益々強化された。日本国憲法の適用もなく、人権保障の十分に保障されなかった沖縄の人々には、そのような横暴ともいえるような手段に対抗する術もなかった。その結果、国土面積がわずか0.6%しかない沖縄県に73.8%もの米軍専用施設が集中されるという、理不尽きわまる状況が生じたのである。

⑥普天間飛行場返還問題の原点は、戦後、住民が収容所に入れられているときに、米軍が強制接收したことにある。ところが政府のいう原点は、普天間飛行場返還は1996年に行われた橋本・モンデール会談に、県内移設を受け入れた1999年に当時の稲嶺県知事と岸本名護市長が受け入れたことに求めている。しかし、それには前提条件があった。当時の稲嶺知事は、辺野古を候補地とするに当たり「軍民共用空港」とすること、15年の使用期限を設けることを前提条件とした。つまり15年後には、北部地域に民間専用空港が誕生することを譲れない条件として、県内移設を容認するという苦渋の決断を行ったのである。さらに当時の岸本市長は、知事の条件に加え、基地使用協定の締結が出来なければ撤回するという厳しい姿勢で臨んでいた。沖縄側の覚悟を重く見た当時の政府はその条件を盛り込んだ閣議決定を行った。

ところが、その閣議決定は沖縄側と十分な協議がなされないまま2006年に一方的に廃止された。以上が翁長知事の陳述書の概要である。（12月5日赤旗）。

（5） 私は、政府が有利に物事を運ぶため、平然と不都合な真実を覆い隠して恥じることのない姿勢を見るにつけ、日本国の将来に暗澹たるものを感じずにはいられない。

私は不明にして今回本稿を書く迄、代執行訴訟の基底に、言葉では言い尽し難い沖縄の戦後史、そして沖縄の人々の戦争に対する思い、アメリカや国=政府への痛烈な批判があったことを殆んど知らなかったのである。恥ずかしいと思う。

(3) 沖縄闘争の推移

①12月4日、沖縄県議会で、玉城ノブコ議員は、代執行訴訟における翁長知事の意見陳述を断固支持すると述べ、安倍政権が代執行訴訟を提訴したことにつき、“地方自治と民主主義を踏みにじる暴挙であり、裁かれるべきは日米両政府である”と厳しく糾弾した。そして安倍政府が行政不服審査法を濫用して、知事の取り消し処分を執行停止とし、新基地建設を強行することは法治国家としてあるまじき民主主義を破壊する行為だと弾劾した。この弾劾的質問に対し、翁長知事は、“執行停止決定は違法な関与行為であり、国交相が辺野古移設の方針に反する判断をするのは不可能だ。判断者の公正、中立との行政不服審査法的前提が欠落している”と述べ、政府の悪辣な手法を厳しく糾弾したのである（12月5日赤旗）。

②12月5日、辺野古米軍新基地建設に反対する県民の座り込み抗議行動をしていた二人の男性を機動隊が不当に拘束、逮捕した。それに抗議した沖縄平和運動センターの山城議長も拘束された（12月6日赤旗）。

③12月4日、日米両政府は、沖縄の米軍基地につき、普天間基地沿いの道路用地など計7ヘクタール分について2017年度中の返還を目指すことで合意したことを発表した。これにより、普天間基地の東端部約4ヘクタールと牧浦補給地区の東端部約1ヘクタールが基地本体と切り離され先行返還されることになる。今回の合意の根本にある2013年4月の統合計画は、辺野古新基地建設をはじめとする沖縄県内やグアム

への移転の条件付きであり、計画が完了しても沖縄米軍基地の面積比率は、73.8パーセントから72.1パーセントに減少するだけである。

この措置につき翁長知事は、12月4日の記者会見で、“今回の発表内容は、多くが20年前に合意されたものであり、それらの推進をもって辺野古新基地を押し付けようと政府の姿勢は県民の願いに逆行するものであり、誠に残念だ”と批判したのである（12月5日赤旗）。

この措置に伴う移設費用は普天間飛行場部分だけで28億円かかるが、日本政府が負担するのである。

④ 今回の措置は、来年（2017年）に行われる宜野湾市長選挙と参議院選挙とに対する選挙対策である。と同時に沖縄県民に対する露骨な懐柔策ないし買収行為であるというべきである（12月5日河北新報）。

⑤ 12月6日、「辺野古新基地を造らせないオール沖縄会議（仮称）」の結成大会が12月4日に開かれることになった。その準備をしてきた新里県会議員が記者会見で、“建白書で掲げたオスプレイ配備撤回、普天間基地の閉鎖・撤去、県内移設断念を求めることを運動の目標としてきたが、より一層幅の広い運動を展開し、戦略的・戦術的な運動を展開するためオール沖縄会議を結成することになった”と結成の意義を語った（12月7日赤旗）。

⑥12月8日、沖縄県は、石井国交相が行った翁長知事の辺野古基地建設に伴う埋立承認取消しに対する執行停止決定を不服と

して、国交相の決定の取消しを求める抗告訴訟を起こすための議案と必要な経費を計上した補正予算を県議会に提出した。

県は年内に提訴する意向である。その結果、新基地建設をめぐる法的争いは、①埋立承認取消しの取消しを求め国が提訴した代執行訴訟、②国の決定を不服として沖縄

県が申立した国地方係争処理委員会審査、③今回の抗告訴訟、以上の三つが併行して行われることになる（12月9日赤旗）。

⑦ ここで翁長知事が代執行訴訟で提出した陳述書の結論的部分の中で心を打つ部分を三度び転記する（12月9日赤旗）。

国民と県民の皆さん方に知っていただきたいことは、政府は、普天間基地の危険性除去のため辺野古移設の必要性を強調する一方で、5年以内の運用停止を含めた実際の危険性の除去をどのように進めるかについては、驚くほど寡黙なことです。

辺野古新基地建設には、政府の計画取通り進んだとしても10年間かかります。しかし、埋め立て面積が161ヘクタールと広大な広大であること、埋立区域の地形が複雑で最大水深も最大水深も40メートルを超えること、沖縄が台風常襲地帯であること等を考慮すれば、新基地が実際に供用されるまで、十数年から場合によっては20年以上の歳月が必要となることは、沖縄県民なら容易に推測できます。

私からは普天間基地の危険性を除去するため、集中協議で再三再四、5年以内の運用停止の具体的な取り組みを求めましたが、安倍総理大臣や菅官房長官などからは、何ら返答をいただくことは出来ませんでした。

運用停止について一切の言及がなかったことは逆に、政府にとって不都合な真実を浮かび上がらせることになったのではないかと考えています。

つまり、辺野古新基地が供用開始されるまでの間は、例え何年何十年かかろうとも、現在の普天間基地の危険性を放置し、固定化し続けるというのが政府の隠された方針ではないか、と言うことです。

辺野古埋立により全てがうまくいく、という政府の説明を真に受けてはいけません。5年以内の運用停止の起点からまもなく2年になるのに、なぜ、全く動かないのか、政府から決して説明されることのない、真の狙いについて、国民、県民の皆様にも、真剣に考えていただきたいと思います。

そして、普天間飛行場代替施設が辺野古に仮にできるようなことがありましたら、耐用年数200年間とも言われる新基地が、国有地として、私たちの手を及ばないところで、縦横無尽に161ヘクタールを中心としたキャンプ・シュワブの基地が永久的に沖縄に出てくることになり、沖縄県民の意志とは関係なくそこに大きな基地ができ上がってきて、それが自由自在に使われるようになります。

今、中国の脅威が取りざたされておりますけれども、その意味からすると200年間、そういう脅威は取り除かれない、というような認識でいるのかどうか。そして今日までの70年間の基地の置かれ方というものについてどのような反省をしているのか。日本国民全

体で考えることが出来なかったことについて、どのように考えているのかを問いたいです。

(2) ① 翁長知事の問いかけは、日米両政府に対し発せられたものであるが、同時に私たちに突き付けた痛切な問いであり、訴えである。その問いと訴えに真摯に耳を傾け、沖縄問題とは私達の問題であることを理解し、沖縄の人々と共に心を一にして闘うことが私たちの責務であると考えます。

(3) ① 12月10日、沖縄県議会で名護市辺野古の米軍新基地建設に伴う埋め立て承認取消しの効力を停止した石井国土相の決定を取り消すよう求める抗告訴訟を提起するための議案の説明が行われた。その中で、“代執行裁判が行われている中、なぜ新たな裁判をするのか”などの質問に対し、町田知事公室長は、“代執行訴訟では、県知事が行った公有水面埋立て承認の適法性が主な論点であるのに対し、抗告訴訟は、国土交通相の行った執行停止決定の適法性が主な論点になる”と説明し、国の埋め立て工事を止めるためだとした。そして抗告訴訟を起こす意義については、“地域の環境を守るという利益がある”と述べた(12月12日赤旗)。

(4) ① 12月11日、民主主義科学者協会法律部会(民科法律部会)は、辺野古の米軍基地建設強行に抗議する声明を理事会名で発表した。

その内容は、沖縄防衛局が国民の権利・利益の救済制度である行政不服審査制度を悪用して翁長知事による辺野古埋立て承認取消しの効力を停止したことに対して、“沖縄県の自治、民主主義を蹂躪し、沖縄県民の平和的生存権を脅かし続けるもので

ある”、“法を弄び、民主主義的な熟慮に対し敬意を表さない政府の対応は、新安保関連法案の審議、採決で政府・与党が示した非民主主義的で反立憲主義的な姿勢と通底している”、“政府の姿勢は、日本国憲法理念に由来する平和主義、基本的人権の尊重、民主主義という本学会の核心的価値に照らし看過できない”というものである

(12月12日、15日赤旗)。(なお全文は民主主義科学者協会法律部会「会報」179号を参照)。

② 私も民科法律部会の会員であるが、このような決議が行われたことは、沖縄県民に対する強力な法律学的支援であり、また法律学にとっても沖縄県民の期待に沿うことにより、法律学のあるべき正しい姿勢を示した意義のある声明であると思う。

(5) 12月14日、「辺野古新基地を造らせないオール沖縄会議」の結成大会が宜野湾市で開かれた。政党・会派、労働団体、経済団体、平和・民主団体、女性、青年、学者・文化人、法律家、各市町村の「島ぐるみ会議」など幅広い団体と広範な市民が結集した組織であり、約1300人が参加した。「オール沖縄会議」は、裁判闘争の支援、辺野古現地の支援、大規模な市民集会の開催、そして全国と世界に理解を広げ、活動に取り組む組織として結成された。

共同代表の稲嶺名護市長は、“大衆運動が一番力になる。沖縄会議がまとめ役とし

て活動する”と抱負を述べた（12月15日赤旗）。

(6) ① 12月15日、日本平和委員会は、辺野古米軍新基地建設阻止でたたかう沖縄県民に連帯する宣伝行動を新宿駅前で行った。代表委員の高田公子さんは、“埋立て承認を取り消した翁長知事の決定に県民の8割が支持している。安倍政権は普天間基地の危険性除去といっているが、どんなに拡張された基地を辺野古に作るのか。戦争できる基地はいらないというのが県民の民意だ”と語った（赤旗12月16日）。

② 12月15日、歴史学研究者の4氏（鹿野政直早稲田大学名誉教授、戸辺秀明東京経済大学准教授、富山一郎同志社大学教授、森宣雄同志社大学嘱託研究員）が「米軍基地建設問題をめぐる菅官房長官の発言に抗議し、公正な歴史認識をともにつくることを呼びかける声明」を発表した。

この声明は、菅官房長官の歴史認識を“主観的な思い込みを頼りに自己流に解釈した無責任なものだ”“日本と沖縄の戦後史は同列に扱える性質のものではない”と指摘し、“公正な歴史認識をつくっていく課題に、幅広い分野の研究者やジャーナリスト、作家、市民が共同して取り組む必要性がある”と訴えるものであった（12月17日赤旗）。

③ 12月16日、沖縄県議会軍基地関係特別委員会は、抗告訴訟を県が起こす議案を賛成7、反対3、退席1の賛成多数で可決した（12月17日赤旗）。

④ 12月16日、辺野古米軍新基地を阻止するための統一行動がキャンプ・シュワブのゲート前で行われ、約400人が参加し、

集会と工事車両用のゲート前での座り込みを行い、工事車両の進入を阻止した。

そして赤嶺衆議院議員（日本共産党）は、あいさつの中で、島尻沖縄担当相が辺野古新基地建設反対の姿勢と沖縄振興予算をリンクさせる発言をしたことに対し、“基地問題と振興予算をリンクさせるのは禁句だったことを、過去の自民党政権は心得ていた。沖縄県選出の大臣がこの禁句を口にして県民を恫喝する態度に立っている。来年（2016年）の参院選で審判を下そう”と述べたのである（12月17日赤旗）。正に正論である。

⑤ 12月18日、沖縄県議会は、抗告訴訟を提起する議案と訴訟関連の補正予算を、日本共産党、うまちゅの会など与党会派、その他の賛成多数で可決した（賛成は26、反対は24、退席離席は6。なお自民党は欠席、公明党は退席）。

比嘉みずき議員（うまちゅの会）は、賛成討論の中で“この抗告訴訟は、安倍政権が強権的に進めている新基地建設工事を止めるためのもの”“新基地に美しい大浦湾を埋め立て、滑走路を二本に増やし、弾薬庫と巨大軍艦の接岸できる機能を持つ最新・最強の基地造成工事であり、200年以上も基地を固定化するものだ”“オスプレイ配備撤回と普天間基地を閉鎖・撤去し、県内移設断念を求める「建白書」の精神に立って心を一にして頑張り、新基地を断念させることができれば、普天間基地の閉鎖・撤去に追い込むことができる”“公約実現のために行うべき訴訟であり、圧倒的多くの県民が支持している”と述べたのである（12月19日赤旗）。

⑥ このような確信は沖縄の青年にも受け継がれている。12月16日午前6時、若者グループ「シールズ琉球」が工事車両の進入を阻止するため、工事車両用ゲート前に座り込みを始め、抗議の行動を行った。

このような反対行動は連日行われ、これが翁長県政を支えているのである（12月19日赤旗）。

⑦ 12月18日、防衛省は、辺野古の地元（辺野古周辺2地区）住民に計1300万円の補助金を、名護市を介さず直接支出することを決定した（2015年12月21日赤旗）。

これは、地元住民を分断分裂させ、買収する卑劣な手口である。

⑧ 12月22日、宜野湾市の市民有志が結成した「宜野湾市長による自衛隊への名簿提供に抗議する市民の会」は、抗議文を1141人の署名と共に佐喜市長に提出した。

抗議文は、宜野湾市が自衛隊の依頼を受けて、入隊適齢の18～26歳の個人情報本人の同意なしに提供したことは“人権感覚に欠けるのみならず、戦争の傷跡を濃く残すこの沖縄の一自治体の長としての考慮にも欠ける安易なものと思われる”として抗議するものであった（12月23日赤旗）。

⑨ 12月24日、辺野古の周辺住民21人は、国に対し、翁長知事による埋め立て承認取消しの効力を国交相が一時停止決定したのは違法だとして、停止決定の取消しを求めて那覇地裁に提訴した。

主な理由は、①新基地建設に伴い大浦湾の埋め立てで自然環境を享受する利益が奪わ

れるという重大な損害が生じること、②新基地を使い米軍機の騒音で住民に身体的被害が生じること、③これ迄の裁判では飛行差止めが認められていないため工事を差し止めなければ騒音被害を避けることはできないこと、などである（12月25日赤旗、河北新報）。

⑩ 12月24日深夜、国地方係争処理委員会は、石井国交相の埋め立て承認取消しの効力停止処分を不服として、翁長知事が申し出た審査請求を、不適法だとして却下した。

その理由は、不適法、つまり申し立ての資格がないというものであった。いわば門前払いをしたのである。不適法とした根拠は、「一見明白に不合理な場合に限り審査庁=国交相の判断を覆せる」とするものである（12月26日赤旗）。

なお、今後の訴訟の推移は以下のようになる。12月25日県が那覇地裁に提訴。2016年1月から弁論開始。

(7) 12月26日、「全国高校生平和集会 in 沖縄」が沖縄県で開かれた。2日目には名護市辺野古にある沖縄国際大学を見学、また 米軍キャンプ・シュワブのゲート前にある抗議テントや瀬高の浜を訪れ、抗議している市民や地域住民や稲嶺市長に話を聞いた。埼玉県秩父市の高校3年生の宮崎さんは、“基地のフェンスで遮られている場所を見て驚いたし、つらくなりました。まずは現実を伝えることから始めていきたい”と語った（2015年12月28日赤旗）。

若い人々の間に沖縄への関心が広がっていることの証左である。

(8) 最後に有権者を対象とした世論調査の結果を記す(赤旗12月30日、琉球新報12月29日)。

① 普天間基地問題では、県外移設36.4%、無条件の閉鎖・撤去20.9%、国外移設13.4%、辺野古移設11.1%、辺野古以外の県内移設2.5%、分からない15.3%である。

② この世論調査が明らかにしているのは、7割の人が県外移設、無条件の閉鎖・撤去、国外移設を望んでいることである。

(9) 沖縄問題の推移を書きつつ感じたことは、第一に沖縄問題とは日米安保条約の問題そのものであるということである。第二に名護新基地問題の解決は、新基地撤去以外にはないということである(なお沖縄問題については世界2016年1月号参照)。

このことを確認し、11月後半期の運動の問題に移ることにする。